

# 第2期中間市地域福祉計画 第2期中間市地域福祉活動計画

(平成30年度～平成34年度)

【概要版】

～笑顔あふれる地域（まち）づくり～



【ボタ山の初日の出】

平成30年3月

中間市・中間市社会福祉協議会

## 中間市の現状

### 住民参加

#### 地域福祉推進の理念・方向性、地域の福祉課題・社会資源の状況(共有)

#### 地域福祉活動計画

- 社会福祉法第109条に基づく、社会福祉協議会が中心となって策定する計画
- 「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる」地域社会の実現

#### 民間相互の協働\*による計画

#### 住民参加の取り組み 民間活動の基盤整備

#### 地域福祉計画

- 社会福祉法107条に基づく法定計画
- 1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### 行政と民間の パートナーシップ(市民協働) による計画

※協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

## 計画の策定体制

### 市民参加

#### 市民意識調査

地域福祉に関するアンケート調査

#### 校区まちづくり協議会 設立に向けた体験型研修 (ワークショップ)

6つの小学校区ごとに地域の共通行事や地域課題が何かを話し合い、最終的に校区まちづくり協議会が取り組むべき活動を見つけることを目的に開催されたもの。

課題抽出

情報提供

### 行政庁(事務局)

- ・各組織の総合調整
- ・計画素案の作成
- ・庁内関係各課と施策をどのように推進していくかの協議、調整

諮問

答申

### 策定委員会

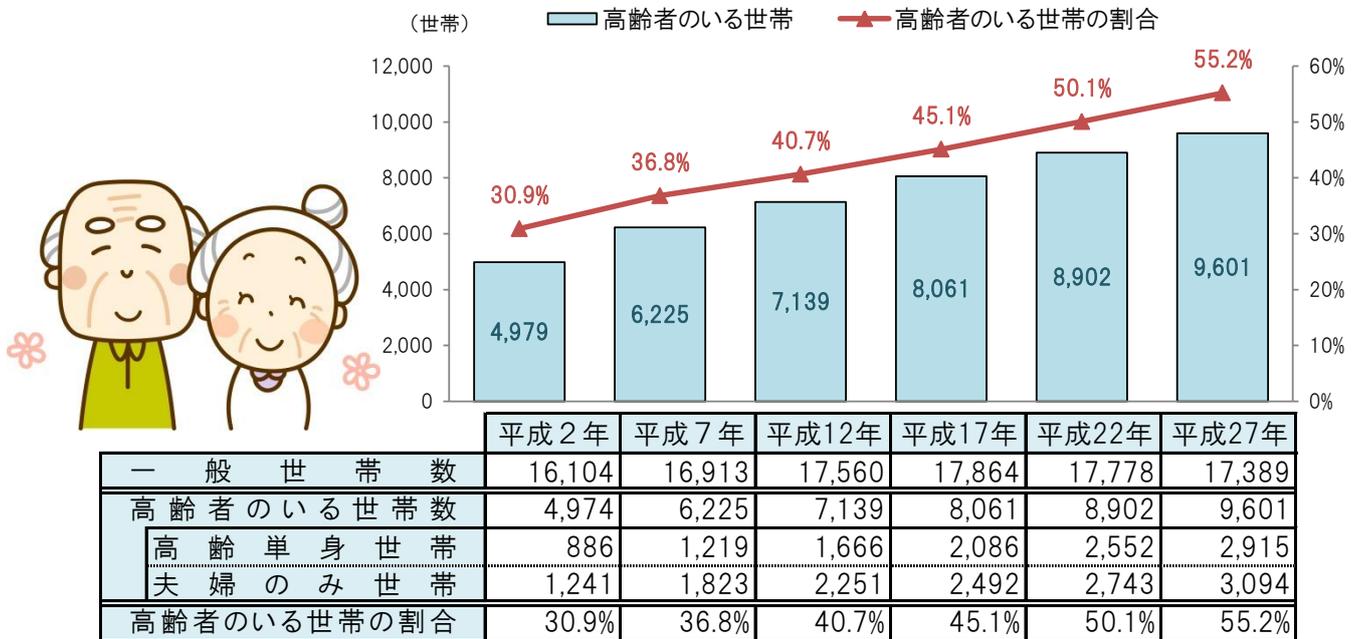
- ・学識経験者や関係団体代表者で構成される。
- ・計画内容について行政庁からの諮問に対して、検討し答申を行う機関。
- ・現状や課題を把握し、全市的な視点で具体的な取り組みについて協議する。

## 第2期中間市地域福祉計画・ 第2期中間市地域福祉活動計画の策定

# 中間市の現状

## (1) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成27年には一般世帯の半数以上を占めています。同様に、高齢単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しています。



資料：各年国勢調査

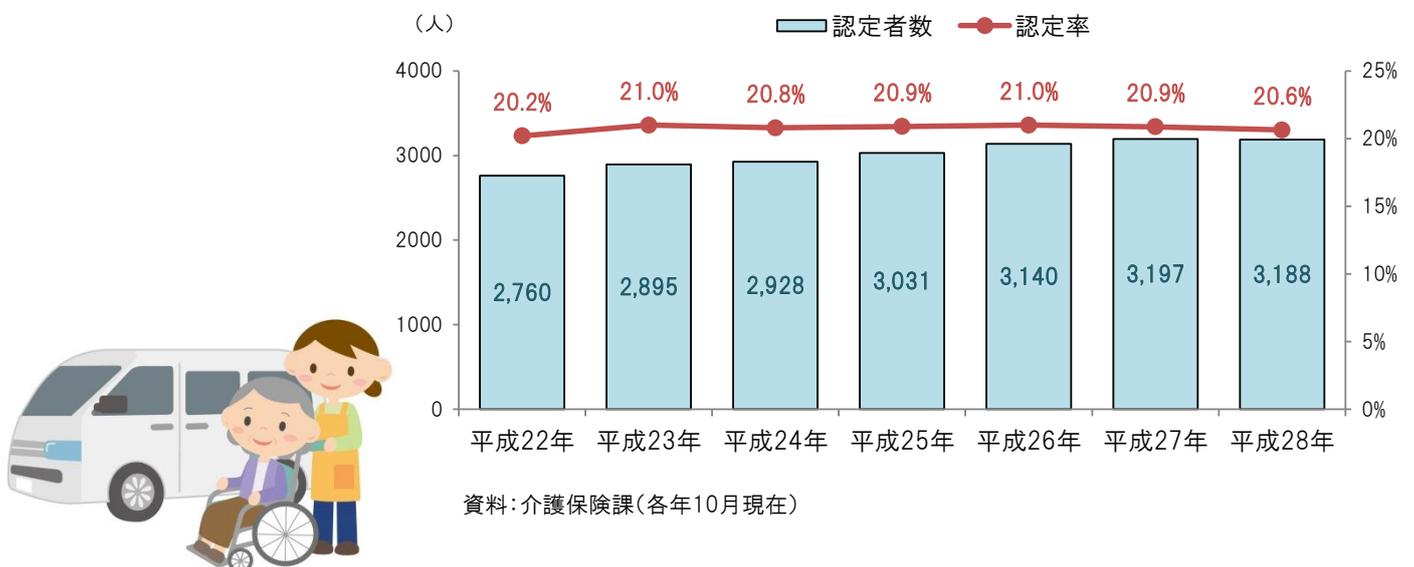
注1) 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を指す。

注2) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上親族人員のいる世帯を指す。

注3) 夫婦のみ世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の世帯を指す。

## (2) 介護を要する方について

介護を要する方についてみると、要介護認定者数は増加傾向を示していますが、要介護認定率はほぼ横ばいとなっています。



資料：介護保険課(各年10月現在)

# 地域福祉計画の施策体系

基本理念

基本目標

推進施策

具体的施策

行動目標

笑顔あふれる地域（まち）づくり

みんなが  
つながる  
「なかま」

## 1. 思いやりの心を育てる

(1) 次世代育成のため  
福祉学習・福祉教育機会の確保

## 2. 心とところをつなぐ交流の促進

(2) 情報提供体制の充実

## 3. ふれあいの居場所づくり

(3) 交流のための居場所づくりを支援

(4) 校区まちづくり協議会への支援

地域住民（自助）

- 自治会活動、校区まちづくり協議会への関心をもち、積極的に参加しましょう。
- 世代間交流の機会を積極的にもちましょう。
- 自分が住んでいる地域をもっと知りましょう。

地域住民（互助）

- 挨拶を積極的に行いましょう。
- 高齢者や子どもに対する見守り体制について、近所の方と話してみよう。

関連団体・事業所（共助）

- 地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。
- 地域住民との挨拶を積極的に行いましょう。
- 事業内容や活動内容についての情報提供を積極的に行いましょう。

自治会（共助）

- 若い世代も参加しやすい自治会づくりに取り組みましょう。

みんなが  
安心して  
暮らせる  
「なかま」

## 1. 人にやさしいまちづくり

(1) 避難行動要支援者（災害時要援護者）  
支援体制の充実

## 2. 関係機関のネットワーク強化

(2) 自主防災組織の育成・支援

## 3. 支えあいの仕組みづくり

(3) 生活困窮者に対する自立支援

## 4. 適正な福祉サービスの確保

(4) 見守り活動の充実

(5) 地域包括ケアシステムの構築

(6) 各個別計画の着実な遂行

地域住民（自助）

- 自分の避難所がどこにあたるのか、前もって確認しておきましょう。
- 災害時に必要と思われるものについては、ある程度自分自身でも備蓄しておき、定期的に確認しましょう。

地域住民（互助）

- 近所に援助を必要とする方などがいないか、確認しておきましょう。
- 近所の人と、災害時などの対応について話す機会を持ちましょう。

関連団体・事業所（共助）

- 災害時等の避難経路、避難場所について、従業員や活動員で話し合しましょう。
- 災害時等に地域住民に対して何が協力できるのか話し合ってみましょう。
- 地域の避難訓練に積極的に参加し、地域住民とのつながりをもちましょう。

自治会（共助）

- 定期的な避難訓練を行い、住民同士で災害時の共通認識をもつようにしましょう。

みんなが  
心豊かになれる  
「なかま」

## 1. 地域での福祉活動への参加促進

(1) 市民活動団体との連携強化

## 2. こころもからだも健康増進への取り組み

(2) 団体の活動状況等の情報提供

(3) 生涯学習機会の確保

(4) 生きがいづくりの促進

(5) 健康教育等による健康増進

地域住民（自助）

- 自治会座談会などに積極的に参加し、自分の住んでいる自治会の課題や問題点を知りましょう。
- 人権問題への関心をもちましょう。

地域住民（互助）

- 虐待などが疑われる事例については、住民同士で話し合い、自治体や関連機関への連絡体制を整備しましょう。

関連団体・事業所（共助）

- 自治会座談会などに積極的に参加し、地域の課題や問題点を知りましょう。
- あらゆる人権に配慮した事業・業務展開、活動展開を行いましょう。

自治会（共助）

- 見守り隊や清掃活動等を通じて、地域住民の方とのつながりをもちましょう。

# 地域福祉活動計画の施策体系

基本理念

基本目標

推進施策

具体的施策

事業・活動

笑顔あふれる地域（まち）づくり

みんながつながる「なかま」

1. 思いやりの心を育てる

2. 心とこころをつなぐ交流の促進

3. ふれあいの居場所づくり

①次世代のための福祉学習・福祉教育の機会の確保

②情報提供体制の充実

③交流のための居場所づくり支援

④-1 ふれあいの充実

④-2 移動手段の確保

⑤校区まちづくり協議会への支援

●赤い羽根キッズクラブの設立 ●校区まちづくり協議会との連携 ●民生委員・児童委員との連携  
●自治会連合会との連携 ●児童・生徒対象の福祉学習 ●社協だよりによる啓発活動 ●ホームページの活用

●地区座談会の開催 ●相談窓口啓発パンフレットの配布 ●地区福祉活動計画の策定推進  
●地域総合福祉会館の活用 ●社協だよりなどによる情報提供

●ひきこもり支援センター ●地域総合福祉会館 ●学童保育 ●親子ひろばリンク ●パルハウスぼちぼち  
●認知症対応型通所介護事業「そよかぜ」 ●ボランティアセンター ●在宅介護者のつどい

●ふれあい・いきいきサロン ●子育てサロン ●出前健康教室 ●サロンお世話人研修会 ●地域福祉セミナー

●福祉バスの運行 ●移動支援事業 ●車イス等福祉用具無料貸出

●事業ごとに校区まちづくり協議会と連携

みんなが安心して暮らせる「なかま」

1. 人にやさしいまちづくり

2. 関係機関のネットワーク強化

3. 支えあいの仕組みづくり

4. 適正な福祉サービスの確保

①避難行動要支援者（災害時要支援者）支援制度の充実  
②自主防災組織の育成・支援

③生活困窮者に対する自立支援

④見守り活動の充実

④-1 体制の整備

⑤地域包括ケアシステムの構築

⑥各個別計画の着実な遂行

●災害ボランティア養成研修 ●災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施  
●近隣市町村社協との連携・共同事業の実施 ●高齢者見守り活動との連携 ●災害時活動資材の整備  
●災害見舞金の実施

●市民生活相談センターとの連携 ●相談事業の強化 ●相談員研修の開催 ●資金貸付相談の受付  
●日常生活自立支援事業の活用 ●心配ごと相談の活用（法律相談） ●心の相談窓口の活用（カウンセリング）  
●障害者相談支援事業

●見守り（見回り）活動との連携 ●地域座談会等での啓発活動 ●社協だよりなどによる啓発活動

●校区まちづくり協議会との連携 ●福祉委員の設置推進 ●福祉問題調査活動（福祉マップづくり）の推進  
●福祉委員研修の実施 ●福祉会設置推進 ●福祉小座談会の開催 ●コミュニティソーシャルワーカーの配置

●地域包括支援センターとの連携 ●市民生活相談センターとの連携

●フォーマル・インフォーマル各関係機関・団体との連携 ●相談事業の強化 ●日常生活自立支援事業  
●成年後見支援センター ●法人後見事業の推進 ●市民後見人養成と活用 ●健康運動指導事業  
●高齢者在宅生活支援事業 ●配食サービス ●認知症対応型通所介護事業所「そよかぜ」

みんなが心豊かになれる「なかま」

1. 地域での福祉活動への参加促進

2. こころもからだも健康増進への取り組み

①市民団体との連携強化

②団体の活動状況等の情報提供

③生涯学習機会の確保  
④生きがいづくりの促進  
⑤健康教育等による健康増進

●校区まちづくり協議会との連携 ●民生委員・児童委員との連携 ●自治会連合会との連携  
●ボランティア団体との連携

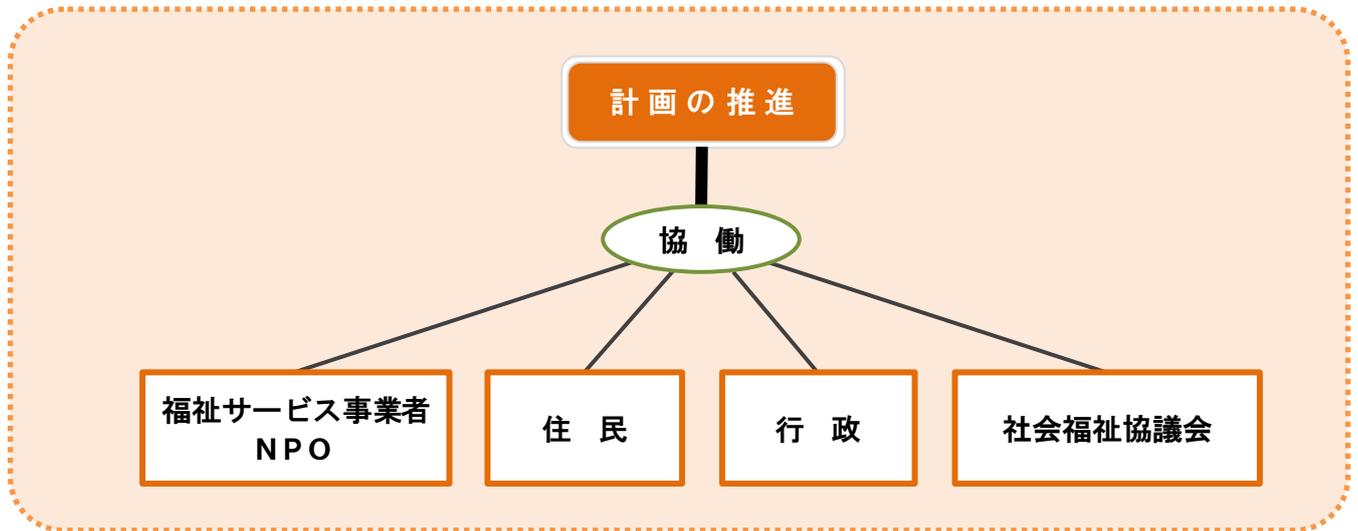
●地区座談会の開催 ●声の広報事業 ●広報紙等による情報提供

●ふれあい・いきいきサロン ●出前健康教室 ●地域福祉セミナー ●関係機関・団体との連携  
●健康運動指導事業

## 計画の進行管理

### 協働による計画の推進

地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たし、協働しながら計画を推進していくことが重要となります。



#### ①住民の役割

住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自ら知り、考え、地域の課題に対する方策を話し合い、ボランティアなどの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画することに努めます。

#### ②福祉サービス事業者及びNPOの役割

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

#### ③社会福祉協議会の役割

行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において、住民や各種団体、行政との調節役としての役割を担います。

#### ④行政の役割

社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

### 第2期中間市地域福祉計画 第2期中間市地域福祉活動計画 (概要版)

平成30年3月

#### 【第2期中間市地域福祉計画】

発行 中間市 保健福祉部 福祉支援課  
〒809-8501  
福岡県中間市中間一丁目1番1号  
TEL 093-246-6270  
FAX 093-244-0579

#### 【第2期中間市地域福祉活動計画】

発行 社会福祉法人 中間市社会福祉協議会  
〒809-0018  
福岡県中間市通谷一丁目36番10号  
TEL 093-244-1230  
FAX 093-244-1232